

## 一時保護の実態調査の結果（速報値）について

※一時保護の実態等について、昨年9～10月に全児童相談所（229箇所）に対し調査を実施（回収率95%）  
（第6回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム 事務局提出資料3から抜粋）

令和5年4月26日

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 1. 一時保護期間等について

- 「アセスメントのため」のみを理由とする事例
  - ・ 里親等の一時保護委託先で不適応があり、処遇検討のため
  - ・ 非行・触法少年の措置先検討のため
  - ・ 里親委託・措置入所に向けた行動観察のため
  - ・ 虞犯、問題行動、発達特性、障害、精神不調に対する行動観察
  - ・ 親権者又は児童本人から一時保護の求めがあったため
  - ・ ゲームに熱中し、日常生活にも支障が出る状況であったため
  - ・ 登校拒否及び癩癩の行動相談のため
  - ・ 保護者の養育能力を確認するため
  - ・ 保護者のレスパイトを図り養育状況を確認するため
  - ・ 親子関係（兄弟関係や里親子関係を含む）調整のため
  - ・ 家庭内で性加害を受けた児童の面接・受診のため
  - ・ 本児が親権者以外と生活しており、その実態を把握するため
  - ・ 保護者によるきょうだいへの虐待があり、本児への虐待の有無を調査するため
  - ・ 地域で性的問題行動を繰り返していることについて、学校や保護者からの相談を受けたため
  - ・ 学校での問題行動が多く、児童養護施設から助言が欲しいと依頼を受けたため
  - ・ 不登校相談による再判定のため

# 1. 一時保護期間等について

## ○ 「その他」を理由とする事例

- 保護者の心身の不調、障害、出産、仕事、経済的困窮、失踪、逮捕、家族の入院付添いによる養育困難
- 児童の心身の不調、非行、虞犯、家庭内暴力、ゲーム依存、不登校、引きこもり、希死念慮、障害による養育困難
- 多子世帯による養育困難
- 養育者のレスパイト
- 養育者との関係不和
- 親権者又は児童本人の申出
- 里親委託・入所措置に向けたマッチング
- 施設不適応
- ショートステイが満床などのため受入困難
- 入所施設で他児から加害行為
- 反社会的勢力が児童に嫌がらせ行為、危害を加えるおそれがあり、児童の安全確保が必要
- 泥酔状態の保護者と児童が口論となり、児童の安全確認
- 母子DV避難、学齢男児でシェルター入所不可
- 施設児童の通院のため（地理的事情）
- 遠方の施設に措置している特別支援学校在籍の児童が就労支援を希望し、一時保護所から就労実習先に通うため
- 施設入所等措置について、保護者が同意を撤回したため
- 少年審判で児童自立支援施設等送致の執行までの期間
- 児童養護施設入所措置中の児童が長期入院することとなり、措置解除して病院への委託一時保護に切り替え